

要配慮者利用施設の避難確保計画
作成の手引き
<土砂災害編>

徳 島 県

令和 3 年 9 月

趣 旨

○作成の方向性

近年の豪雨、大型台風などによる要配慮者利用施設の土砂災害被害を受け、国・県・市町村では、次の対策を進めています。

土砂災害発生時に、住民の生命に（著しい）危害が生ずるおそれがあると認められる区域（土砂災害警戒区域等※）内の施設



・土砂災害に係る避難確保計画作成
・避難訓練の実施

- ・避難確保計画は、消防計画など既存の計画に所定事項を追加する形でも作成可能
- ・対象施設は、社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

※土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）の規定について

土砂災害警戒区域等内にあり、市町村の地域防災計画に名称及び所在地が定められた施設

→避難確保計画作成・報告及び避難訓練の実施・報告が義務付けられています。

しかし、近年の激甚化・頻発化する豪雨や、過去に、地域防災計画に定められておらず、避難確保計画が未作成であった施設が被災したことを考慮し、現段階では、市町村の地域防災計画に定められていない施設であっても、土砂災害警戒区域等内にある施設については、土砂災害に係る避難確保計画作成・見直し、避難訓練の実施等に取り組んでください。

○避難確保計画作成時期

近年の激甚化・頻発化する豪雨に備え、利用者等の迅速な避難を図るため、早急に避難確保計画作成を完了してください。

作成の手順

1 施設の土砂災害リスクの確認

施設が土砂災害警戒区域等内に所在するか、次の方法で確認してください。

徳島県水防・砂防情報マップ

パソコン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/>

スマートフォン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/sp/>



スマートフォン版
QRコード

2 施設が土砂災害警戒区域等内または区域外に所在する場合

土砂災害警戒区域等内外で次のとおり、取り扱いが変わります。

土砂災害警戒区域等外・・・避難確保計画の作成は不要

土砂災害警戒区域等内・・・避難確保計画の作成・報告が必要

3 非常災害対策計画又は消防計画の有無

既存の計画がある場合、所定事項の追加等により避難確保計画とすることが可能ですが、ない場合は、次の「4 土砂災害に関する避難確保計画の作成」により、避難確保計画を作成してください。

4 土砂災害に係る避難確保計画の作成

○土砂災害に係る避難確保計画に記載すべき事項

土砂災害に係る避難確保計画は、次の内容を記載する必要があります。

- ①土砂災害時の防災体制、情報の収集・伝達に関する事項
- ②利用者の土砂災害時の避難の誘導に関する事項
- ③土砂災害時等の避難の確保を図るための施設整備に関する事項
- ④土砂災害時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤その他の事項

○計画の様式について

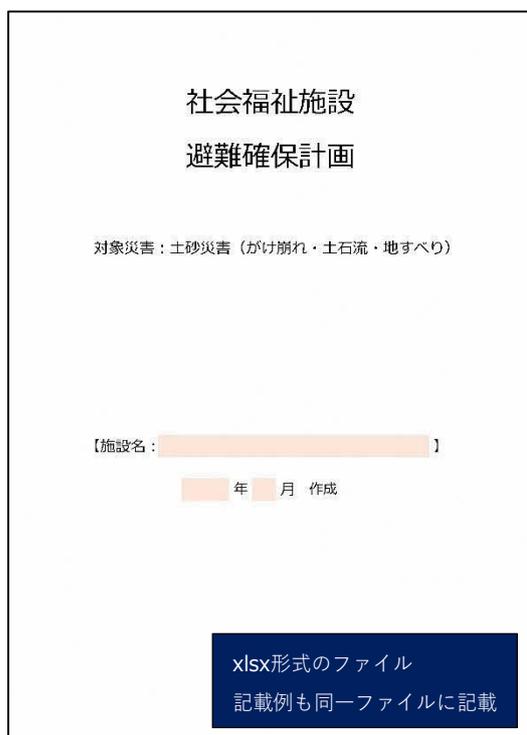
【国土交通省の手引き】

詳細な計画の作成については、国土交通省が手引きをホームページで公開しています（下記URL参照）。ダウンロードして使用してください。

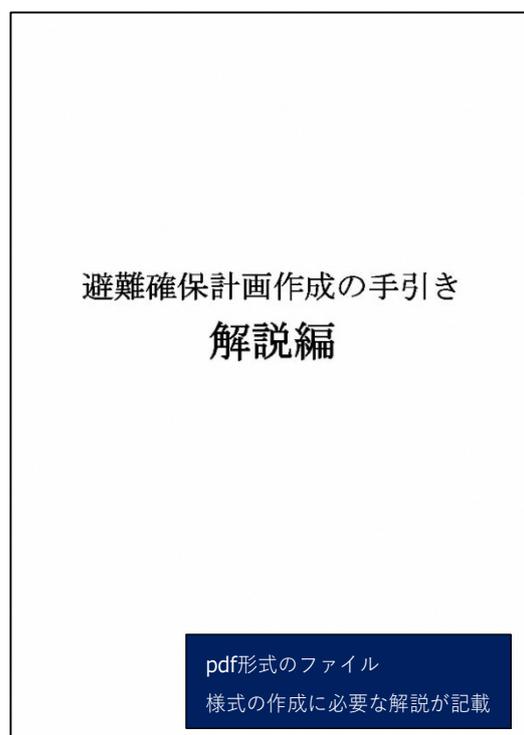
URL <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



QRコード



避難確保計画作成の手引き - 【様式編】



避難確保計画作成の手引き - 【解説編】

○具体的な計画内容（標準的な記述、様式）

標準的な記述内容は、次のページ以降のとおりです。

社会福祉施設

避難確保計画

避難確保計画の対象となる災害を確認してください

対象災害：土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

・対象となる災害は、徳島県水防・砂防情報マップや市町村の各種ハザードマップ等で確認してください。

施設名を記入してください

【施設名： 】

年 月 作成

記入する箇所を桃色の空欄で示しています。

作成年月を入力してください

社会福祉施設

避難確保計画

対象災害：水害（洪水 内水 高潮 津波）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

解説編 第1章1.1（1） 対象となる災害

【施設名： ○○○○ 】

○ 年 ○ 月 作成

このエクセルファイルの使い方
作業シートの必要な項目を記入してください。
記入する場所は桃色の空欄で示しています。
様式2は対象となる災害のみ記入してください。
自衛水防組織を設置する場合と設置しない場合があるので、目次を参考に作成してください。
記入が終わったら、不要な行を削除してください。

■徳島県水防・砂防情報マップ
パソコン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/>
スマートフォン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/sp/>



様式 1

記載例

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：土砂災害防止法

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

	施設の状況			
	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 名	約 名	約 名	約 名
夜間	約 名	約 名	約 名	約 名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）
 ※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
 ※夜間は入所部門の人数を記載

平日・休日、さらに昼間・夜間に分けて施設利用者数・施設職員数を記入してください。

災害が発生するおそれがある場合に、臨時従業員（パート、アルバイト等）や地域住民の方々のほか、災害協定を結んでいる団体・企業など、いざという時に応援要請が可能な人数を確認しておいてください。

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。

または午前 時の時点で、全県下又は「 」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

事前の休業や休園を行う場合、いつまでに、どのような情報で判断するか記入してください。

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・内水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法

解説編 第1章1.2 計画の目的等(様式1)

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

解説編 第1章1.2(3)(4) 施設利用者(要配慮者)の把握、施設職員の把握

	施設の状況			
	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 27 名	約 9 名	約 名	約 名
夜間	約 9 名	約 2 名	約 名	約 名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）
 ※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
 ※夜間は入所部門の人数を記載
 ※休日は訪問介護を実施、利用者はいない

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。

または午前 8 時の時点で、全県下又は「 〇〇市 」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報
 大雨警報又は特別警報
 洪水警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

解説編 第1章1.2(5) 事前休業の判断について

土砂災害

4 防災体制

様式 2

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
	注意体制 レベル2		
	警戒体制 レベル3		
	非常体制 レベル4		

災害時の防災体制、体制区分ごとに、体制確立の判断時期、活動内容、活動要員等を記入してください。

レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、土砂災害警戒情報及び避難情報等をもとに設定する。雨の降り方や土砂災害の前兆現象等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

大型台風

--

大型台風の接近など、あらかじめ災害の危険性が高まる場合の体制を記入してください。

夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止のほか、施設の休業や休園等を検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認してください。

土砂災害

4 防災体制

記載例

解説編 第1章1.3 (2)
防災体制の判断基準の設定

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・台風接近 ・大雨情報	注意体制 レベル2	気象情報等の情報収集	総括・情報班（情報収集伝達要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難の発令 ・大雨注意報（土砂災害）発表	警戒体制 レベル3	気象情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害の前兆現象	非常体制 レベル4	施設内全体の避難誘導	避難誘導班（避難誘導要員）

レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、土砂災害警戒情報及び避難情報等をもとに設定する。雨の降り方や土砂災害の前兆現象等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

大型台風

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。

〇〇企業との協定 福祉車両提供及び避難支援（詳細は協定書参照）

様式 3

記載例

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法
防災気象情報等	気象警報、津波情報	
	洪水予報、水位到達情報	
	土砂災害警戒情報	
	高齢者等避難、避難指示	
その他	施設周辺の浸水状況	
	排水施設の稼働状況	
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	

情報収集は、土砂災害に対する警戒避難体制をとるために重要な役割を果たします。防災情報の収集方法及び伝達方法等について記入してください。

・収集方法については、例示を記載しています。SNS等、その他の方法も活用可能であれば記入してください。
 ・徳島県の土砂災害危険度情報については、徳島県土砂災害情報システムから入手できます。
 ・停電、サーバーの停止といった不測の事態も考えられるため、複数の情報収集方法を記入してください。
 ・迅速に情報収集ができるように、webサイトやアプリをお気に入りなどに登録しておいてください。

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式 1 1

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、土砂災害警戒情報、洪水予報及び津波情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「 (避難場所) へ避難する。利用者引き渡しは (避難場所) において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式 8

「緊急連絡網」⇒様式 9

土砂災害に対応した避難場所を記入してください。

【施設職員間の連絡手段】

- ・施設職員間の連絡手段として、自宅の固定電話のほか、携帯電話、メール及びSNS等を活用することが有効です。
- ・連絡体制表は、市町村役場、自主防災組織、消防署、警察署等の関係先と共有し、災害の危険性が高まった際の連絡先を明確にしておくことも有効です。(既存の名簿等がある場合には、それを利用してください。)

【保護者・家族への連絡手段】

- ・緊急連絡先に記載した保護者・家族等には電話やその他連絡手段（電子メール等）で連絡をしてください。予め伝達文を準備しておくこと伝達が円滑に進みます。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法 (例)
防災気象情報等	気象警報、津波情報	テレビ、ラジオ、インターネット (気象庁HP)
	洪水予報、水位到達情報	市町村からのFAX、インターネット (徳島県水防情報、川の防災情報)、緊急速報メール
	土砂災害警戒情報	テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール
	高齢者等避難、避難指示	テレビ、ラジオ、インターネット (市町村HP)、防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、防災メール、サイレン、広報車、消防団の声掛け
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視 (但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)
	排水施設の稼働状況	市町村からのFAX (事前に調整)
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の状況 施設職員による目視 (但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式 1 1

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、土砂災害警戒情報、洪水予報及び津波情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「 A会 (避難場所) へ避難する。利用者引き渡しは A会 (避難場所) において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

※実際に避難する場所の名称を記載して下さい。

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式 8

「緊急連絡網」⇒様式 9



■気象庁

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

■徳島県土砂災害情報システム

パソコン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/Top.aspx>

スマートフォン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/sp/>



6 避難誘導

(1) 避難場所、移動距離及び手段

様式4

避難場所、避難先までの移動距離、移動手段を記載してください。

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所1（浸水想定区域外の関連施設）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	車両	
施設名（洪水）		m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	台
施設名（内水）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（高潮）		m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（津波）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	車両	
施設名（洪水）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（内水）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（高潮）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（津波）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	台

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）		階	
屋内安全確保（内水）		階	
屋内安全確保（高潮）		階	
屋内安全確保（津波）		階	
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）		階	

3) 近隣の安全な場所

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所「」に避難するものとする。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】⇒別紙1
対応別避難誘導一覧表⇒様式11

■ 徳島県水防・砂防情報マップ

パソコン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/>
スマートフォン版 <https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp/map/sp/>



記載例

6 避難誘導

(1) 避難場所、移動距離及び手段

浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立ち退き避難（水平避難）する。関連施設等への避難も選択肢の一つである。利用者に合わせて移動手段に配慮する。避難場所への立ち退き避難（水平避難）が危険な場合は、近隣の安全な場所や建物のより安全な部屋等へ移動する。

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

解説編 第1章1.5 避難誘導（様式4）

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所1（浸水想定区域外の関連施設等）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	車両	
施設名（洪水）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4台
施設名（内水）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4台
施設名（高潮）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4台
施設名（津波）	B神社	300 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段		
			徒歩	車両	
施設名（洪水）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4台
施設名（内水）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4台
施設名（高潮）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4台
施設名（津波）	D小学校（校舎2階以上）	350 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4台

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（内水）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（高潮）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（津波）	指定無	階	
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	本施設（斜面の反対側）	2 階	エレベーター、ストレッチャー

※建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。

※移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

3) 近隣の安全な場所※

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所「〇〇公園」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の高層階があるマンションなど、より安全な建物等

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】⇒別紙1
対応別避難誘導一覧表⇒様式11

様式5

記載例

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧	
	備蓄品
情報収集・伝達	
避難誘導	
施設内の一時避難	
衛生器具	
医薬品	
その他	
浸水を防ぐための対策	
土砂災害に対する避難を確保するための対策※	
※事前の対策	

必要な避難確保資器材を記入してください。

8 防災教育及び訓練の実施

毎年 月 に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。
 毎年 月 に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
 その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 月 に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式7

- ・薬と水をセットにして常備しておくなど、利用者のことをよく把握している従業員を含め、施設関係者全員で確認してください。
- ・常備薬等は、最低3日分は準備しておいてください。
- ・施設内での一時避難生活に必要な物資・資器材も確認し、備蓄しておいてください。

解説編 第1章1.6
 避難の確保を図るための施設の整備（様式5）

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

利用者にあわせた器具や食事の提供が必要となる場合がある。避難場所での生活に必要な備品などに配慮する。

避難確保資器材一覧（例）	
	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	〇〇〇〇
浸水を防ぐための対策	
土のう、止水板、〇〇〇〇	
土砂災害に対する避難を確保するための対策※	
自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（屋外設置）、〇〇〇〇	
※事前の対策	

8 防災教育及び訓練の実施

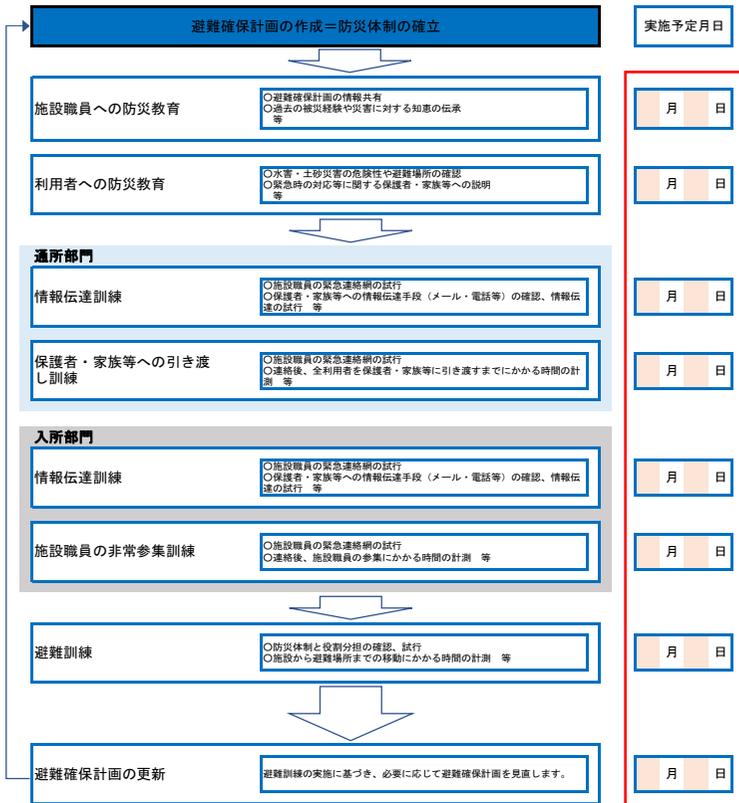
毎年 4 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。
 毎年 9 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
 その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 3 月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式7

解説編 第1章1.7
 防災教育及び訓練の取組（様式7）

10 防災教育及び訓練の年間計画

様式7



従業員への避難確保計画の内容を共有するための「防災教育」及び避難訓練の実施予定日を記入してください。

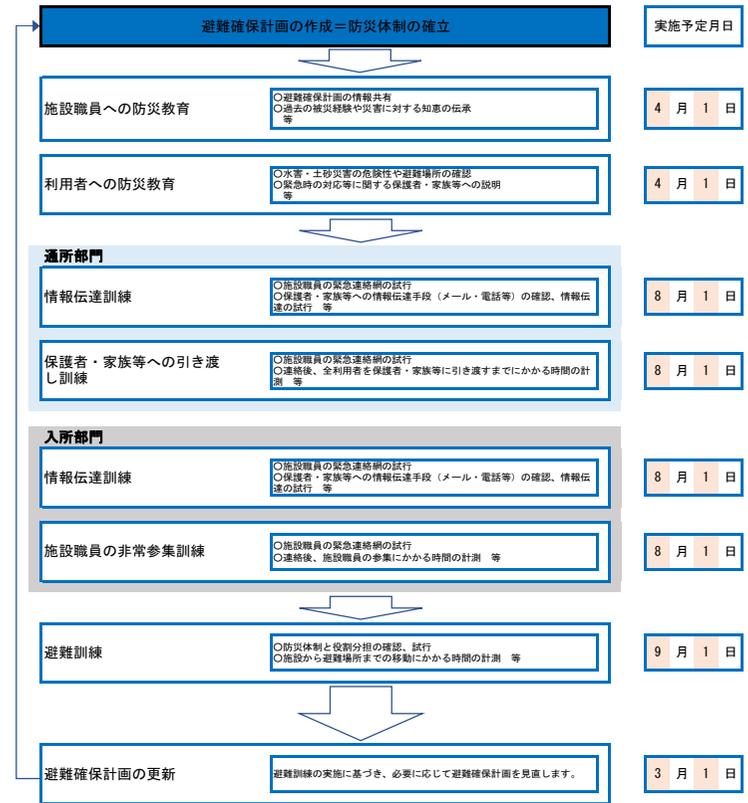
- ・職員のための訓練でも訓練です。できる訓練から実施してください。
- ・防災教育では、災害ボランティアや防災士等の有資格者の方々に関わってもらうことが有効です。
- ・訓練により課題を明らかにし、繰り返し改善を図っていくことが重要です。

既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

10 防災教育及び訓練の年間計画

解説編 第1章1.7
防災教育及び訓練の取組（様式7）

記載例



既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

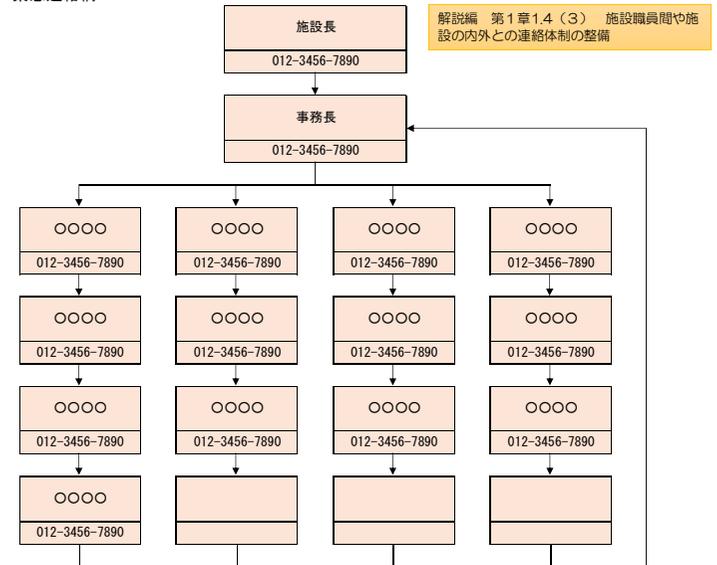
1.2 緊急連絡網

様式9

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

1.2 緊急連絡網

記載例



既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

1.3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

様式10

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

1.3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

記載例

	連絡先	備考
市町村（防災担当）	012-3456-7890	
市町村（福祉担当）	012-3456-7890	
消防署	012-3456-7890	
警察署	012-3456-7890	
避難誘導等の支援者	012-3456-7890	
医療機関	012-3456-7890	

様式12

1 5 防災体制一覧表

管理権限者 () (代行者)

	担当者	役割
情報収集 伝達委員	班長 () 班員 ()名 ・ ・	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班長 () 班員 ()名 ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

防災体制（対応要員の役職・氏名など）を記入してください。

災害発生のおそれのある時の施設職員の役割分担や、勤務時間内外の参集体制及び参集基準を定めておいてください。昼間だけでなく、施設職員が少ない夜間等や責任者や担当者が不在の時でも体制を確立できるようにしておいてください。

参集基準ごとの判断基準と主な業務内容等の例

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	・ 台風接近が予想される場合 ・ 大雨が予想される場合	・ 気象情報等の情報収集	・ 施設職員全員
応援当番職員参集	・ 大雨警報が発表された場合	・ 気象情報等の情報収集 ・ 避難準備	・ 防災当番施設職員
全職員参集	・ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 高齢者等避難等が発令された場合	・ 気象情報等の情報収集 ・ 関係行政機関等への連絡・通報 ・ 避難誘導	・ 施設職員全員

既に防災体制を確立している場合は、それを活用してもよい。

1 5 防災体制一覧表

解説編 第1章1.3(3)
防災体制の役割分担（活動内容と対応班、対応要員）

記載例

管理権限者 (施設長) (代行者 事務長)

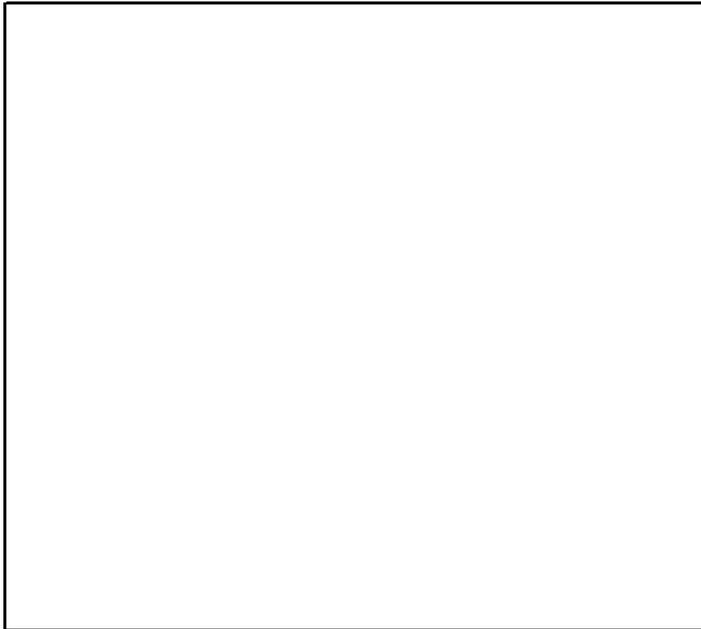
	担当者	役割
情報収集 伝達委員	班長 (管理職員) 班員 ()名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班長 (管理職員) 班員 ()名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

別紙 1

【施設周辺の避難地図】

土砂災害の発生時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水			
内水			
高潮			
津波			
土砂			



※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載
 避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

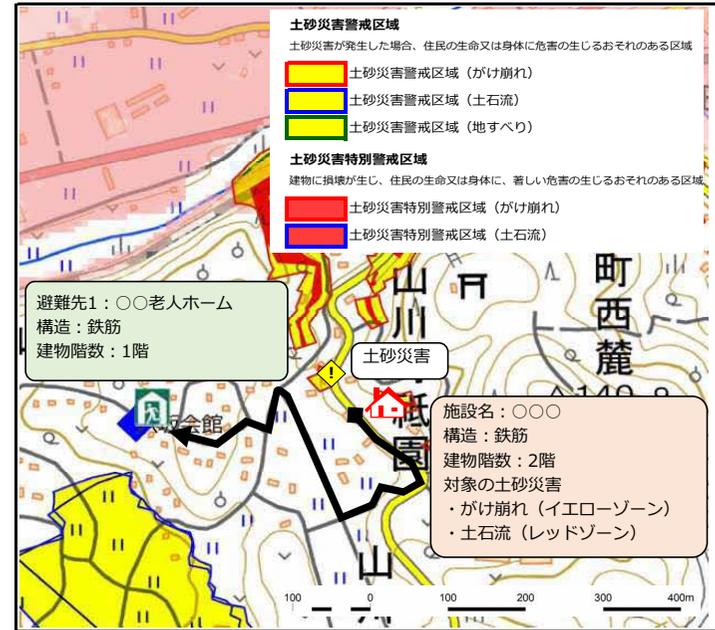
解説編 第1章1.9
 施設周辺の避難地図の作成方法（別紙1）

記載例

【施設周辺の避難地図】

洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水			
内水			
高潮			
津波			
土砂	〇〇老人ホーム	〇〇公民館	本施設（斜面の反対側）2階



※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載
 避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

5 計画作成後の対応

計画作成した場合には、19ページまたは20ページの文書とともに、**市町村防災担当部局へ報告**してください。

○市町村の地域防災計画に「要配慮者利用施設」として定められている場合

→様式1に避難確保計画を添付し、市町村防災担当部局へ報告

○市町村の地域防災計画に「要配慮者利用施設」として定められていない場合

→様式2に避難確保計画を添付し、市町村防災担当部局へ報告

様式 1

第 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長 殿

〇〇保育所、〇〇老人ホーム、社会福祉法人〇〇
管理者、代表者、理事長 〇〇 〇〇 印



(注) 該当する名称で公印取得

土砂災害防止法第 8 条の 2 第 1 項に基づく避難確保計画について

このことについて定めましたので、別添のとおり報告します。

様式 2

第 号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市長 殿

〇〇保育所、〇〇老人ホーム、社会福祉法人〇〇
管理者、代表者、理事長 〇〇 〇〇 印



(注) 該当する名称で公印取得

土砂災害に係る避難確保計画について

このことについて定めましたので、別添のとおり報告します。